

# 一宮町東京オリンピックサーフィン競技連絡協議会設置要綱

## (設置)

第1条 一宮町が東京オリンピックのサーフィン競技会場に決定したことを踏まえ、一宮町東京オリンピックサーフィン競技連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、町内関係団体との連携強化や情報の共有化を図ることで、大会の成功及び開催効果を広く波及させることを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 前条の目的を達成するため、協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町内関係団体の連携強化及び協力体制の構築に関すること。
- (2) 東京オリンピックのサーフィン競技に関する情報の共有化に関すること。
- (3) 開催効果の一宮町への波及促進に関すること。
- (4) その他、目的を達成する上で必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は町長を、副会長は副町長及び教育長をもって充てる。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、オリンピック推進課とする。

## (雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

### (失効)

2 この告示は、第 2 条の目的達成の時をもってその効力を失う。

### 附 則（平成 29 年 8 月 23 日告示第 72 号）

この告示は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

### 附 則（平成 30 年 3 月 1 日告示第 7 号）

この告示は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 30 年 3 月 22 日告示第 12 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

会長	町長
副会長	副町長
	教育長
委員	議会議長
	議会総務文教委員長
	議会経済常任委員長
	議会厚生常任委員長
	茂原警察署一宮幹部交番所長
	一宮交通安全協会会长
	一宮町交通安全対策協議会会长
	長生郡市広域市町村圏組合消防本部南消防署長
	長生郡市広域市町村圏組合消防団第4支団長
	東日本旅客鉄道株式会社茂原駅長
	一宮町区長会長
	一宮町商工会長
	一宮町観光協会会长
	一宮町医師会代表
	一宮町体育協会ウォーターマリンスポーツ部サーフィンディビジョン運営責任者
	一宮地区旅館組合長
	一宮町社会福祉協議会会长
	一宮町ボランティアセンター運営委員長
	一宮商業高等学校長
	一宮中学校長
	一宮小学校長
	東浪見小学校長
	一宮郵便局長
	一宮町サーフィン業組合長
	日本サーフィン連盟千葉東支部長
	総務課長
	秘書広報課長
	企画課長
	産業観光課長
	都市環境課長
	教育課長